

山梨県公報

第三百二十七号

令和四年

十月二十七日

木曜日

目次

告示

○道路の区域変更(二件)……………五七九

○道路の供用開始……………五七九

公告

○公共測量の実施(二件)……………五八〇

○開発行為に関する工事の完了について……………五八〇

公安委員会

○山梨県放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分及び延滞金に関する規則の一部を改正する規則……………五八〇

その他

○漁業法による水産動植物の取扱いの指示(二件)……………五八二

告示

山梨県告示第二百四十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から令和四年十一月十七日まで一般の縦覧に供する。

令和四年十月二十七日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 道路の種類 県道
- 路線名 甲斐中央線
- 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)

甲斐市篠原字古村二〇二番一九地先から
甲斐市篠原字古村二〇七番一地先まで

旧	新	延長
一七・〇	一七・〇	五六・六
一七・〇	一七・〇	五六・六
二四・三	二四・三	五六・六

山梨県告示第二百四十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から令和四年十一月十七日まで一般の縦覧に供する。

令和四年十月二十七日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 道路の種類 県道
- 路線名 富士吉田山中湖自転車道線
- 道路の区域

南都留郡山中湖村山中字梁尻一四〇八番一
地先から
南都留郡山中湖村山中字梁尻一四七四番六
地先まで

区間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)

山梨県告示第二百四十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和四年十一月十七日まで一般の縦覧に供する。

令和四年十月二十七日

山梨県知事 長崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	山梨市停車場線	山梨市上神内川字古宮一六〇番 四地先から 山梨市上神内川字古宮一四五番 二地先まで	八三・一	令和四年十月二十七日

公 告

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により中北建設事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年十月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 二 測量の地域 甲府市古閑町地内外
- 三 測量の期間 令和四年十月六日から令和五年三月十五日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により中北建設事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年十月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 二 測量の地域 甲斐市上芦沢地内外
- 三 測量の期間 令和四年十月十二日から令和五年三月十五日まで

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十四条の二第一項の協議に係る次の開発

行為に関する工事は、完了した。
令和四年十月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 西八代郡市川三郷町市川大門字八乙女千七百三十三番二の一部及び字新町前千八百五十二番六の一部、道並びに水の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県知事 長崎幸太郎

公安委員会

山梨県公安委員会規則第八号

山梨県放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分及び延滞金に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年十月二十七日

山梨県公安委員会

委員長 武 田 信 彦

山梨県放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分及び延滞金に関する規則の一部を改正する規則

第七号様式を次のように改める。

山梨県

領収済通知書

㊦

口座番号	
加入者名	

氏名	納		
<small>CVS収納用(注)「バーコード」印の付いた領収書や金額を訂正した領収書は、電子レシートシステム上で印刷出来ません。また、バーコード印刷されていないものは、コンビニエンスストア等で印刷出来ません。</small>			

年度	会計	項目	日	節	細節	所	属
科目名						金	額
納期限						領収日付印	
納期 限 年 月 日 上記のとおり通知します。 山梨県 (指定代理 収納代理) 金融機関 山梨県会計管理者 殿 (出納員)						取りまとめ店 〒224-8794 (株)みちうち銀行 横浜支店金事務センター 指定金融機関 受付日付印	

(山梨県保管/ CVS本部控) (収納代行 地銀システムユーザーサービス(株)(CNS))

山梨県

金融機関控 (原符)

㊦

年度	会計	所	属
科目名		加入者名	
口座番号			
納入者氏名			

納期限	年	月	日
金額			

領収日付印	
-------	--

(金融機関/ CVS店細控) (収納代行 CNS)

山梨県

返納付書・領収書

㊦

年度	会計	所	属
科目名		加入者名	
口座番号			
納入住所・氏名			

納期限	年	月	日
金額			

ただし、 放置遺返金相当金額の返納付金 収入印紙不要

上記のとおり納付します。

年 月 日

山梨県警察本部長 殿

領収日付印

上記の金額を領収しました。

(納入保管) (収納代行 CNS)

附則

この規則は、令和四年十一月一日から施行する。

その他

山梨県内水面漁場管理委員会指示第三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項及び第七十一条第四項の規定により、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、山梨県内のコイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）の取扱いを次のとおり指示する。
令和四年十月二十七日

山梨県内水面漁場管理委員会

会長 宮崎 淳 一

一 指示の内容

1 放流の制限 山梨県内において、コイの放流（再放流を除く。）をしてはならない。ただし、当該コイがコイヘルペスウイルス病検査で陰性が確認されたコイと同一飼育池のコイ群に属する場合又は公的研究機関が試験研究の用に供する場合は、この限りでない。

2 持出しの制限 山梨県内において、コイを採捕した者は、採捕したコイをその場から持ち出してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (一) 公的研究機関が試験研究の用に供する場合
- (二) 採捕したコイのエラを除去した場合
- (三) 漁業権に基づきコイが採捕されている漁場においてコイを採捕し、当該漁場の流域（山梨県内水面漁場管理委員会が別に指定する流域を除く。）内で食用に供する場合

二 指示の区域 山梨県内の公共用水面

三 指示の期間 令和四年十一月十七日から令和五年十一月十六日まで

山梨県内水面漁場管理委員会指示第四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項及び第七十一条第四項の規定により、水産動植物の繁殖保護を図るため、次のとおり指示する。
令和四年十月二十七日

山梨県内水面漁場管理委員会

会長 宮崎 淳 一

一 指示の内容 山梨県内において、イワナ、ヤマメ又はアマゴ（卵を含む。以下同

じ。）を放流しようとする者は、山梨県内水面漁場管理委員会の承認を受けなければならない。ただし、イワナ、ヤマメ又はアマゴについて漁業権免許を受けている者が当該漁業権に基づいて放流する場合、捕獲したイワナ、ヤマメ又はアマゴを捕獲した場所に再放流する場合並びに公的研究機関が試験研究の用に供するために放流する場合は、この限りでない。

二 指示の区域 山梨県内の公共用水面

三 指示の期間 令和四年十月二十七日から令和六年十月二十六日まで